

藤枝市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、藤枝市立図書館雑誌スポンサー制度要綱（平成25年藤枝市教育委員会告示第 号。以下「要綱」という。）に基づき、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲示)

第2条 図書館は、雑誌スポンサーから提供された雑誌を雑誌のコーナーに配架するにあたっては、最新号のカバーの表面及び雑誌架の扉等に提供者の名称と提供された旨を掲示するとともに、雑誌カバーの裏面及び雑誌架の扉等に提供者が発信したい情報（以下「広告」という。）を掲示するものとする。

(提供雑誌及び提供先図書館の選定)

第3条 雑誌スポンサーは、教育委員会が指定する別表から提供する雑誌及び提供先図書館を選定するものとする。

(広告等の規格)

第4条 雑誌カバー表紙へ掲示する名称等の表示ラベルの規格は、次のとおりとする。

表示ラベルの大きさ 縦2.4cm以内、横13cm以内

表示ラベルの色 地色は白色、文字は黒色

貼付位置 雑誌カバー表面の中央下部

2 雑誌カバーの裏表紙の広告は、雑誌スポンサーの作成による片面広告で、大きさは提供する雑誌のサイズを越えない範囲とする。

3 雑誌架扉等へ掲示する表示ラベルの規格は、次のとおりとする。

表示ラベルの大きさ 縦2.4cm以内、横13cm以内

表示ラベルの色 地色は白色、文字は黒色

貼付位置 扉等中央下部

なお、雑誌カバー裏表紙と同様の広告を掲示し、大きさはA5以下とする。

4 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(広告の掲示期間)

第5条 広告等の掲示期間は、雑誌の提供期間と同様とする。

(申込みの方法)

第6条 雑誌スポンサーになるための申込みを行う者は、要綱第4条に規定する藤枝市立図書館雑誌スポンサー申込書（要綱第1号様式）に必要事項を記入の上、

掲示する広告案及び誓約書を添付し、藤枝市立駅南図書館へ持参又は郵送で提出するものとする。

- 2 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早い雑誌スポンサーを優先とする。郵送等により申し込み時期の判断が困難な場合は、厳正な抽選によるものとする。

(雑誌の納入方法)

第7条 図書館に提供する雑誌は、雑誌スポンサーが直接、又は雑誌スポンサーが指定する書店等が提供先図書館へ納入するものとする。

- 2 納入期限は、雑誌の発売日の正午までとする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第8条 図書館に提供する雑誌の購入代金は、雑誌スポンサーの全額負担とし、雑誌スポンサーが書店等に直接支払うものとする。

(所有権)

第9条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、藤枝市に帰属するものとする。

(制度の休止)

第10条 災害等のやむを得ない事情により、雑誌の配架が困難になったときは、本制度は一時休止することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は、教育委員会と雑誌スポンサーにおいて協議して定めることとする。

附 則

この要領は、平成26年2月20日から施行する。